

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

富岡市 人と豊かな自然共生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

富岡市

3 地域再生計画の区域

富岡市の全域

4 地域再生計画の目標

富岡市は、群馬県の南西部、利根川水系の鎭川の中流部に位置し、総面積は、1 2 2 . 9 k m² である。また、気候は、比較的温暖であり年間を通じて降水量は少ない。平成 1 6 年 3 月末日現在、総人口は 4 9, 7 8 6 人（旧・富岡市）、4, 9 6 0 人（旧・妙義町）で、世帯数は 1 6, 6 9 4 世帯（旧・富岡市）、1, 4 2 6 世帯（旧・妙義町）となっており、横ばい傾向にある。

本市の西は妙義山を主峰として南北方向に山々が連なり、南には稲含山、北は丘陵地となり、そこには山林、谷津田や溜池が分布する里山があり、これらの豊かな自然には様々な生物が棲んでいる。また、鎭川、高田川、大塩湖、丹生湖といった水環境に恵まれている。

本市では、豊かな自然と共生し、生命力みなぎるまちをめざし、水や緑の自然環境と共生する都市をめざしている。

しかしながら、現状での本市の生活排水は、一部の地域では流域関連公共下水道、農業集落排水処理施設（平成 1 7 年 4 月供用開始）、コミュニティ・プラントで処理され、その他の地域では合併処理浄化槽の設置が年々増加しているものの、大部分の地域においては、未処理のまま水路等に排出されており、このため河川の水質汚濁に多大な影響を及ぼしている。とりわけ、本市を流れる鎭川・高田川は、近年環境基準を超え汚濁化の徴候がみられる。したがって本市にとって、公共用水域の水質保全是重要であり、課題となっている。

生活排水の処理形態としては、合併処理浄化槽、流域関連公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントとし、これらを適切に配置することを基本に考えるものとする。

平成 1 5 年度末の旧・富岡市の汚水処理人口普及率は 3 9 %、旧・妙義町のそ

れは7%であり、群馬県の59.8%、全国77.7%より低い。そこで、流域関連公共下水道と浄化槽の効率的な整備を行い、汚水処理施設の普及促進を図り、地域の生活環境を改善し、人と豊かな自然の共生するまちづくりを目標とする。

(目標) 汚水処理人口普及率を平成20年度末までに53%をめざす

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成17年度から20年度までに汚水処理施設整備交付金を活用して、公共下水道認可区域内の富岡市七日市地区の一部(約11.5ha)を利根川上流流域関連公共下水道を整備するとともに、公共下水道認可区域と農業集落排水事業(平成17年4月供用開始)区域を除く富岡市全域で個人設置型浄化槽と市町村設置型浄化槽の設置を促進する。なお、利根川上流流域関連公共下水道事業計画については平成16年10月15日に認可済みである。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

いずれも富岡市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽(個人設置型、市町村設置型)

[事業区域]

公共下水道 富岡市七日市地区の一部(公共下水道認可区域内)(11.5ha)

浄化槽(個人設置型) 富岡市全区域から利根川上流流域関連公共下水道の認可区域(354ha)と農業集落排水事業整備区域(385ha)及び浄化槽(市町村設置型)整備区域を除いた区域

浄化槽(市町村設置型) 富岡市全域から利根川上流流域関連公共下水道の認可区域(354ha)と農業集落排水事業整備区域(385ha)及び浄化槽(個人設置型)整備区域を除いた区域

[事業期間]

公共下水道	平成17年度～20年度
浄化槽（個人設置型）	平成17年度～20年度
浄化槽（市町村型）	平成19年度～20年度

[整備量]

公共下水道		
管渠	150～200	2,265m
圧送管	75	992m
マンホールポンプ		2基
浄化槽（個人設置型）	373基	
浄化槽（市町村設置型）	600基	

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 七日市地区の一部で460人、浄化槽 公共下水道認可区域、
農業集落排水事業整備区域以外地区で3,005人

[事業費]

公共下水道	195,000千円 (うち、交付金 97,500千円) (単独事業費 30,400千円)
浄化槽（個人設置型）	85,554千円 (うち、交付金 28,518千円)
浄化槽（市町村型）	663,372千円 (うち、交付金 221,124千円)
合計	943,926千円 (うち、交付金 347,142千円) (単独事業費 30,400千円)

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

平成17年度から平成20年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行なうこととする。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし